

第11回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月30日(火) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|
| 1 | 三木 隆志 | 2 | 金曾 浩文 | 3 | 辻本 一夫 |
| 4 | 太田 勝義 | 5 | 乙部 毅博 | 6 | 竹内 稔 |
| 7 | 水野 敦 | 8 | 岩岡 栄一 | 9 | 金曾 千春 |
| 10 | 鈴木 敏文 | 11 | 寺嶋 誠一 | | |
| 13 | 太田 福司 | 14 | 穀内 和夫 | | |

4. 欠席委員 1名

| | |
|----|--------|
| 12 | 牧田 日出男 |
|----|--------|

5. 議事日程

| | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第2 | 議案16号 | 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について |
| 日程第3 | 議案17号 | 農地法第3条の第1項の規定による許可について |
| 日程第4 | 議案18号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第5 | 議案19号 | 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について |

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時45分

8. 会議の概要

| | |
|-------------|--|
| <p>穀内会長</p> | <p>ただ今の出席委員は13名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第11回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、8番 岩岡 栄一 委員、9番 金曾 千春 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| <p>清原局長</p> | <p>それでは、4月30日開催の第10回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、5月8日、臨時第2回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。同じく5月8日、穀内会長、太田代理、水野委員において、芽武地区の農地売買に係る打合せを行っております。</p> <p>5月14日、農業担い手センター全体会議が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。</p> <p>5月15日、牧場運営委員会が開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>5月16日、第3班 乙部班長以下委員4名と穀内会長において、大和地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>5月24日、JA大樹町通常総会が開催され、穀内会長が出席しております。同じく5月24日、穀内会長、辻本委員、岩岡委員において、中島地区の農地売買に係る打合せを行っております。</p> <p>5月27日～29日、全国農業委員会会長大会等が東京都で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は5件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3の、農地法第3条の3の規定による受理通知についてでございます。</p> <p>番号1番、■■ ■■ ■■ 氏が字■■■、■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に4の、農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）でございます。</p> <p>貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ 氏。契約内容は、使用貸借。契約年月日は、令和■■年■■月■■日。契約期間は、令和■■年■■月■■日～令和■■年■■月■■日。土地の所在は、大樹町字■■■、面積は、■■■㎡。理由は、贈与のため。となっております。</p> <p>最後に5のその他で5月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について、申請番号1番から3番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は3件でございます。</p> <p>つきまして、買入協議の可否につきまして、ご審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>番号1番、申請者は、■■■■■■ 氏であります。</p> <p>土地の所在は、字■■■ 他1筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■㎡であります。</p> <p>農地利用調整会議につきましては、4月17日に第3班の5名により実施しております。</p> <p>番号2番、申請者は、■■■■■■ 氏であります。</p> <p>土地の所在は、字■■■ 他9筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■㎡であります。</p> <p>農地利用調整会議につきましては、4月19日に第1班の5名により実施しております。</p> <p>番号3番、申請者は、■■■■■■ 氏であります。</p> <p>土地の所在は、字■■■ 他1筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■㎡であります。</p> <p>農地利用調整会議につきましては、4月22日に第2班の4名により実施しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第16号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請について、申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、2件でございます。内訳は、所有権の移転による権利の設定が2件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、売買価格は■■■、本地区の担当委員は、寺嶋委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。 晩成、生花地区担当委員、寺嶋 誠一 委員から報告願います。</p> |
| 寺嶋委員 | <p>申請番号1番、につきましては、譲受人希望による所有権移転となっております。譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可について申請番</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 清原局長 | <p>次の案件につきましては、■■ ■■ ■■が、農業委員会等に関する法律第31条の対象となりますので、議事進行を、■■ ■■ ■■にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 太田代理 | <p>■■ ■■ ■■ が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、議事進行が変わります。</p> <p>次に申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾浩文委員となっております。</p> |
| 太田代理 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>振別地区担当委員、金曾 浩文 委員から報告願います。</p> |
| 金曾委員 | <p>申請番号2番につきましては、譲受人希望による所有権移転となっております。譲受人、法人化に伴い意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> |
| 太田代理 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 穀内会長 | <p>日程第4、議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から18番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は18件でございます。内訳は、新規の賃貸借が12件、賃貸借の更新が4件、新規の使用貸借が2件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは、申請番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。</p> <p>登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。</p> <p>登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他5筆であります。</p> <p>登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他2筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号1番から4番について、あっせん班より地域調整報告を求めま</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>す。</p> <p>第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p> |
| 岩岡委員 | <p>申請番号1番から4番につきましては、賃貸借のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料につきましては、4月5日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号5番から6番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号5番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆 であります。</p> <p>登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。</p> <p>期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■であります。</p> <p>登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。</p> <p>期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号5番から6番について、あっせん班より地域調整報告を求めま</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>す。第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p> |
| <p>岩岡委員</p> | <p>申請番号5番と6番につきましては、賃貸借のあっせんの申出が、あったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料につきましては、4月5日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>申請番号5番から6番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号7番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| <p>豊吉主幹</p> | <p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■ 他2筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■ 他5筆であります。登記簿、現況地目は畑と鉄道用地、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------|---|
| 穀内会長 | <p>あっせん班より地域調整報告を求めます。 第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p> |
| 岩岡委員 | <p>申請番号7番から9番につきましては、賃貸借のあっせんの申出が、あったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、4月5日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号7番から9番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号10番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■ 他5筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が内容の説明が終わりました。 次に申請番号10番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第3班班長、乙部 毅博 委員から報告願います。</p> |
| 乙部委員 | <p>申請番号10番につきましては、賃貸借のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、5月16日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく願います。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号10番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号11番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| <p>豊吉主幹</p> | <p>申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■ 他7筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>内容の説明が終わりました。 次に申請番号11番から12番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第3班班長、乙部 穀博 委員から報告願います。</p> |
| <p>乙部委員</p> | <p>申請番号11番、12番につきましては、賃貸借のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、5月16日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号11番から12番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号13番の審議にあたり、■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号13番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。 なお、申請番号13番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 申請番号13番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>穀内会長 豊吉主幹</p> | <p>次に、申請番号14番から18番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号14番、所在、地番につきましては、字■■■ 他2筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■ 他4筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号16番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号17番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号18番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号14番から16番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>次に申請番号17番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p> |
| <p>岩岡委員</p> | <p>申請番号17番につきましては、あっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料につきましては、4月5日のあっせん会議で無償とし、貸主、借主の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>次に申請番号18番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班班長、乙部 毅博 委員から報告願います。</p> |
| <p>乙部委員</p> | <p>申請番号18番につきましては、あっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、5月16日のあっせん会</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>議で無償とし、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号14番から18番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第19号、令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検、評価についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第19号、令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検、評価についての提案説明申し上げます。</p> <p>今回、ご審議いただきます議案につきましては、農業委員会等に関する法律の第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>令和4年2月に農林水産省経営局通知により、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検、評価するものとする定められておりますので、本総会にお諮りするものでございます。</p> <p>つきましては、令和5年度の点検、評価の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。 以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第22号、令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検評価について、ご説明いたします。</p> <p>令和5年度の最適化活動の点検、評価につきましては、別紙様式に記載のとおり点検、評価結果となっております。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>なお、この点検、評価につきましては、去る4月24日開催の、農政委員会でご審議いただき、総会にお諮りする旨のご了承をいただいております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長 金曾 浩文 委員より報告を願います。</p> |
| 金曾委員 | <p>議案第19号について、報告いたします。</p> <p>4月24日に農政委員会を開催し、令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検、評価の内容について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第19号、令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検、評価についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p> |
| 清原局長 | <p>次回の総会につきましては、7月1日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 穀内会長 | <p>以上をもって、第11回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年5月30日

会 長

委員(8 番)

委員(9 番)